

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成22年1月21日〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成22年3月4日 条例第18号
平成25年9月26日 条例第15号
平成26年9月2日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬が月額により定められている特別職の職員の報酬は、当該月の翌月20日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただし、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その際に、支給することができる。

2 報酬が月額により定められている特別職の職員が、月の途中において就職したとき、又は辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その月の日数を基礎として日割りにより計算した額を支給する。この場合において、当該計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 報酬が日額により定められている特別職の職員の報酬は、その都度、支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、北播磨総合医療センター企業団職員の旅費に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第26号）に規定する企業長の例による。

(準用規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の報酬及び費用弁償の支

給方法については、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。

附 則（平成22年3月4日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬	
代表監査委員	月額	70,000円
監査委員	月額	65,000円
情報公開審査会会長	日額	11,600円
情報公開審査会委員	日額	10,200円
個人情報保護審査会会長	日額	11,600円
個人情報保護審査会委員	日額	10,200円
公務災害補償等認定委員会委員	日額	8,000円
公務災害補償等審査会委員	日額	8,000円